

第34号議案

文京区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年7月11日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第七号

文京区立学校施設使用条例施行規則

文京区立学校施設使用条例施行規則（昭和五十九年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「（法人その他の団体にあつては、当該団体の構成員の過半数）」を削り、「区民等」という。）の下に「又は法人その他の団体のうち当該団体の構成員の過半数が区民等であるもの」を加え、「七日」を「五日」に改め、同号ア中「施設予約システム規則第三条第一項の利用登録」を「利用登録（施設予約システム規則第三条第一項の利用登録をいう。以下同じ。）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 使用予定者が区民等又は法人その他の団体のうち当該団体の構成員の過半数が区民等であるものであつて、前号アからオまでのいずれにも該当しないものである場合に係る抽選申込み 使用日の属する月の前月の六日から十日まで

第三条第一項に次の一号を加える。

三 使用予定者が区民等又は法人その他の団体のうち当該団体の構成員の過半数が区民等であるものに係る空き施設の申込み 使用日の属する月の前月の十一日から使用日の十四日前まで

第三条に次の二項を加える。

4 第一項第二号に規定する抽選申込みの上限回数、小学校及び中学校を合わせて三回とする。

5 第一項第一号アからオまでのいずれかに該当する使用予定者は、利用登録においてホームグラウンドとして指定した学校を使用しようとする場合に限り、同号に規定する抽選申込みを行うことができる。

第四条第一項中「前条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第二項中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改める。

付 則

この規則は、令和六年九月一日から施行する。

文京区立学校施設使用条例施行規則（昭和五十九年三月三十一日文教委規則第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（申請の受付）</p> <p>第三条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に受け付ける。ただし、各期間の初日が十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（以下「年末年始の休日」という。）に当たるときはその翌日から、その期間の末日が年末年始の休日に当たるときはその前日まで受け付ける。</p> <p>一 使用予定者が区の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「区民等」という。）又は法人その他の団体のうち当該団体の構成員の過半数が区民等であるものであつて、次のいずれかに該当し、かつ、委員会が認めた場合に係る抽選申込み 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の一日から五日まで</p> <p>ア 使用予定者が団体である場合において、当該団体の構成員の過半数が利用登録（施設予約システム規則第三条第一項の利用登録をいう。以下同じ。）においてホームグラウンドとして指定した学校の児童又は生徒であり、かつ、当該団体の活動に参加している場合</p> <p>イ 使用予定者が文京区学校運営協議会規則（平成二十三年三月文京区教育委員会規則第二号）第二条の規定により設置された協議会の委員として当該申請に係る学校の運営に協力している場合又はその者が属する法人その他の団体が使用する場合</p>	<p>（使用の受付）</p> <p>第三条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に受け付ける。ただし、各期間の初日が十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（以下「年末年始の休日」という。）に当たるときはその翌日から、その期間の末日が年末年始の休日に当たるときはその前日まで受け付ける。</p> <p>一 使用予定者（<u>法人その他の団体にあつては、当該団体の構成員の過半数</u>）が区の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「区民等」という。）であつて、次のいずれかに該当し、かつ、委員会が認めた場合に係る抽選申込み 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の一日から七日まで</p> <p>ア 使用予定者が団体である場合において、当該団体の構成員の過半数が施設予約システム規則第三条第一項の利用登録においてホームグラウンドとして指定した学校の児童又は生徒であり、かつ、当該団体の活動に参加している場合</p> <p>イ 使用予定者が文京区学校運営協議会規則（平成二十三年三月文京区教育委員会規則第二号）第二条の規定により設置された協議会の委員として当該申請に係る学校の運営に協力している場合又はその者が属する法人その他の団体が使用する場合</p>

ウ 使用予定者が文京区地域学校協働本部事業要綱（二十三文教教
庶第千七百三十一号）第四条の規定により設置された地域学校協
働本部の構成員として当該申請に係る学校における教育に対する
支援活動を行っている場合又はその者が属する法人その他の団体
が使用する場合

エ 当該申請に係る学校の通学区域（文京区立小学校及び中学校の
通学区域並びに就学指定に関する規則（平成十四年十月文京区教
育委員会規則第二十四号）別表に規定する通学区域をいう。）内
に所在する町会又は自治会がその活動に使用する場合

オ その他委員会が特に理由があると認めた場合

二 使用予定者が区民等又は法人その他の団体のうち当該団体の構成
員の過半数が区民等であるものであつて、前号アからオまでのい
ずれにも該当しないものである場合に係る抽選申込み 使用日の属す
る月の前月の六日から十日まで

三 使用予定者が区民等又は法人その他の団体のうち当該団体の構成
員の過半数が区民等であるものに係る空き施設の申込み 使用日の
属する月の前月の十一日から使用日の十四日前まで

2 区又は委員会が学校施設を行政目的で使用する場合で委員会が特に
必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず申請を受け付け
ることができる。

ウ 使用予定者が文京区地域学校協働本部事業要綱（二十三文教教
庶第千七百三十一号）第四条の規定により設置された地域学校協
働本部の構成員として当該申請に係る学校における教育に対する
支援活動を行っている場合又はその者が属する法人その他の団体
が使用する場合

エ 当該申請に係る学校の通学区域（文京区立小学校及び中学校の
通学区域並びに就学指定に関する規則（平成十四年十月文京区教
育委員会規則第二十四号）別表に規定する通学区域をいう。）内
に所在する町会又は自治会がその活動に使用する場合

オ その他委員会が特に理由があると認めた場合

(新設)

二 空き施設の申込み 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める
期間

ア 区民等、法人その他の団体のうち当該団体の構成員の過半数が
区民等であるもの又は委員会が認めた者 使用日の属する月の前
月の八日から使用日の十四日前まで

イ その他の者 使用日の属する月の前月の十二日から使用日の十
四日前まで

2 区又は委員会が学校施設を行政目的で使用する場合で委員会が特に
必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず申請を受け付け
ることができる。

3 第一項第一号に規定する抽選申込みの上限回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数とする。

一 小学校 十回

二 中学校 五回

4 第一項第二号に規定する抽選申込みの上限回数は、小学校及び中学校を合わせて三回とする。

5 第一項第一号アからオまでのいずれかに該当する使用予定者は、利用登録においてホームグラウンドとして指定した学校を使用しようとする場合に限り、同号に規定する抽選申込みを行うことができる。

(使用の承認等)

第四条 前条第一項第一号及び第二号に係る使用の承認は、同号に定める期間が満了する日の翌日に抽選により決定する。

2 前条第一項第三号に係る使用の承認は、申請の順序により決定する。

3～4 (略)

(使用の変更)

第5条～第13条 (略)

付 則

この規則は、令和六年九月一日から施行する。

3 第一項第一号に規定する抽選申込みの上限回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数とする。

一 小学校 十回

二 中学校 五回

(新設)

(新設)

(使用の承認等)

第四条 前条第一項第一号に係る使用の承認は、同号に定める期間が満了する日の翌日に抽選により決定する。

2 前条第一項第二号に係る使用の承認は、申請の順序により決定する。

3～4 (略)

(使用の変更)

第5条～第13条 (略)